

敦煌尼僧關係文書管見

松浦典弘

はじめに

中國史における尼僧に関する研究は編纂史料の不足という理由から、多くの課題が残されているのが現状である。梁・寶唱撰『比丘尼傳』以降、まとまった形での傳記史料が存在しないことも尼僧教團の研究の進展に影響しているといえよう。そうした史料的な制約を克服すべく、石刻史料や筆記小説などから関連記事を蒐集し分析していく作業が求められる。現在、私は石刻史料に見られる唐代の尼寺や尼僧に関する記事を中心に検討を進めているが、その一環として、八世紀半ばから九世紀半ば、長安や洛陽に存在した尼寺に住した尼の墓誌を考察しつつある¹。

ところで、唐代末期から五代にかけての敦煌では、普光寺・大乘寺・安國寺・靈修寺・聖光寺の五大尼寺を中心に尼僧教團の隆盛が見られたようである。そうした背景もあって敦煌文獻には比較的多くの尼僧に関する史料が残存している。敦煌という地域の特殊性を考慮する必要はあるが、絶對的に利用できる史料が限られている現状では、それらの史料に見られる現象から中國史上の尼僧教團の具體像を理解するための手がかりとはできないだろうか。本稿では、いくつかの敦煌文獻に見られる尼僧関連の記事から、兩京をはじめとする他地域の状況とも照らし合わせながら、尼僧教團研究の可能性と問題点を考察してみたい。

一、「家」との関係

長安・洛陽の尼僧墓誌を検討した際に看取されたのが、男性の僧侶に比べると、出家前在俗時代の家との関わりが非常に深いことである。また、姉妹やオバとメイなど、同族内で複数の女性が出家しているケースも散見される。こうした現象は家の信仰を背景としており、祖先の祭祀の繼承に関わらない女性を出家させたことによってあらわれることが推測される。検討の対象とした墓誌は比較的身分の高い士人クラスの家出身の尼僧であったので、家における祭祀の繼承が重んじられるのはなおさらのことであろう。

¹概要は佛教史學會第57回學術大會發表要旨（2006年）に「唐代の女性出家—墓誌史料の検討を中心に—」と題して掲載。

敦煌においては俗人の籍に付けられた僧尼の存在あるいは俗家に居住した僧尼の例に見られるように、僧尼は出家後も在俗時代の家とのつながりを強く持っていたようである²。例えば、九世紀後半のものとするS.4710「沙州陰屯屯等戸口簿」には、欠落により戸主不明の戸に女尼醜婢・姪僧專專・妹尼小娘の三名、陰屯屯の戸に女尼定嚴・弟僧勝頂・姪僧販順の三名、張猪子の戸に妹尼鬻鬻の一名、王鷹子の戸に兄僧龍安の一名、劉再榮の戸に女尼鉢鉢・妹尼覺意花・女尼口娘・姪尼金吾・姪尼鷹鷹・姪僧明名の六名が、僧尼として見られる。やや尼僧の方が多いが、男性の僧より家との結びつきが強いといえるほどの数でもなく、僧尼雙方が家と深い関係を持っていたと見られる。當該時期の敦煌における人口に對する僧尼の割合の高さや敦煌社會における佛教の影響力を反映しているといえよう。

次に取り上げるS.2199「尼靈惠遺書」は、尼僧と家とのつながりに關わるものである。咸通六年（八六五）十月廿三日の日付のあるこの文書は、病が重くなりつつある靈惠が自らの有する婢一名を姪女潘娘に與え、その代わりに自らの葬儀を仕切らせるという内容である。そこには弟や外甥などの名が連ねられており、靈惠とそれら親族との結びつきが強かったことに加え、外甥の中には尼僧である靈販も含まれていることから尼僧と家の關係が深かったことが窺われるのである。

この他、男性の僧よりは尼僧の方がより強く在俗時代の家と關わりをもったのではないかと考えられる史料として、莫高窟に記された題記があげられる³。題記は供養者の名を列擧したものであり、そこに記される人名は多岐にわたる。その中に一族で供養者に名を連ねている部分に、供養主との血縁關係を表す語を付した尼僧の名が見られるのである。

例えば、晩唐期のものとされる第一四四窟の題記である。

……姑靈修寺法律尼妙明一心供養
亡妹靈修寺……性一心供養
妹尼普光寺律師玠相一心供養
妹尼普光寺都維那證信一心供養

この四人の名は一連のものとして記されており、全員が同族であり供養主から見て姑や妹であったものである。この他にも類例が見られるが、親族が供養人として名を連ねている際、出家者を含んでいる場合は多くが尼僧のものなのである。

このような題記から僧尼と家との關係が窺われる例は、敦煌以外の地域でも見られる。『八瓊室金石補正』卷四十一・四十二・四十三所收の「開元寺三門樓題刻」

² 郝春文『唐後期五代宋初敦煌僧尼的社會生活』、中國科學出版社、1998年。

³ 題記に關しては、敦煌研究院編『敦煌莫高窟供養人題記』、文物出版社、1986年。

は、残された紀年によると大凡大暦年間から元和年間にかけての時期を中心に刻されたものである。そこに供養主である家族と共に記されている者は尼僧が多いが、少数ながら男性の僧侶も見られる。例えば、卷四十一所収の「大門柱主張君相等題名」には、「息花成寺僧文道」の名が州録事や縣主簿や縣録事といった地方官を務める他の「息」と共に記され、また卷四十二所収の「劉行善等題名」では、「前滄州長蘆縣丞劉行善」の「息解惠寺僧都維那僧惠皎」の名が他の兄弟姉妹と共に記される。地域社會のつながりも関連して地方の有力者クラスの子息が出家しており、敦煌以外でも男性の僧と家族の深い関係という現象は起こっているのである。但し、息女が比丘尼として出家している例と比べると、圧倒的に少なく、やはり尼僧の方が家族との関わりが深かったことが推測される。

二、比丘尼・式叉尼・沙彌尼

佛教の律規定においては、女性の出家から受戒までは、沙彌尼→式叉尼→比丘尼という過程を経ることになっている。男性の僧侶が十戒を受けて沙彌尼になると同様、女性の場合は十戒を受けることで沙彌尼となる。また、男性の場合は二十歳で具足戒を受け比丘尼になるが、女性の場合も同様に二十歳で具足戒を受け比丘尼となる⁴。

女性の場合において特徴的であるのは、沙彌尼と比丘尼の間に式叉尼（異稱として式叉摩那・學法尼・六法尼など）と稱される時期が設けられることである⁵。沙彌尼は十八歳になると、式叉尼となり二年間六法（不婬・不盜・不殺・不妄語・不飲酒・不非時飲食）を守った上で、具足戒を受け比丘尼となることができる。この段階を設けるのは、懐妊している女性が具足戒を受けて比丘尼となった後、子供を産むことを防ぐ意味があるとされる。

律關係の文獻中では言及される式叉尼ではあるが、具體的な史料に乏しいため不明な點が多く、中國佛教においては式叉尼の存在を認めない見解もあった⁶。しかしながら、敦煌文獻中には「式叉尼」が明白に記されており、また、長安・洛陽の寺院に居住した尼僧の墓誌史料にも存在を窺わせる記述があるので、出家得度

⁴唐代においては必ずしも沙彌の年限は設けられておらず、能力に応じて具足戒を受けることができたことは、藤善眞澄『唐五代の童行制度』『東洋史研究』第21卷第1號（1962年）において論じられている。

⁵律文獻においては「式叉摩那」の記述が比較的多いが、本稿においては、敦煌文獻で多用されている式叉尼を用いる。

⁶高雄義堅『宋代佛教史の研究』（百華苑、1975年）の第一章「宋代の度及び度牒制度」では、「中國佛教にありては式叉摩那を立てず、また入寺して直ちに沙彌・沙彌尼になることを許さずして、得度の準備期間としての童行、または行者なる一階級が設けられることとなった。」とする。童行あるいは行者と稱されるような時期が沙彌・沙彌尼より前に設けられることは、中國佛教の特徴であるが、式叉尼に関しては誤解であろう。なお、敦煌では童行の段階は見られない。

の一つの段階として機能していたのは確かである。

まずは墓誌史料に見られる式叉尼の例を確認しておこう。

天寶十四載（七五五）に僧臘三十四・享年五十五で逝去した長安法雲寺の尼僧辯惠の場合、九歳で祖母が亡くなったのを受け百日齋に供養のため出家し沙彌尼となった。その後、十八歳で半戒を、二十歳で具戒を受けたとある。この半戒というのが式叉尼への戒であり、さらに具戒すなわち具足戒を経て比丘尼となったのである⁷。

また、興元元年（七八四）に享年六十で逝去した洛陽安國寺の尼圓淨の場合、十四歳で「辭家入道」したとあるが、このとき沙彌尼となった。そして、「半戒具戒」を必ずその年齢に依って受けたということであるから、十八歳で式叉尼、二十歳で比丘尼となったということになる⁸。

このように少数の例ではあるが、「半戒」と「具戒」という二度の戒を受けるといふ段階を経て比丘尼となることは確認される。少なくとも長安や洛陽の尼寺では十八歳で式叉尼となり二十歳で比丘尼となる出家の段階が比較的厳格に行なわれていたと見てよいのではないか⁹。

次に敦煌文獻に見られる式叉尼の例をあげよう。地域的な特性を十分に考慮する必要はあろうが、関連史料が少ない状況においては女性の出家に關して考察するための一助とはなる。式叉尼に關する史料として利用しうるのが、夙に藤枝晃氏の高論で取り上げられている僧尼籍である¹⁰。まず、九世紀末期のものと考えられる S.2614v「沙州諸寺僧尼名簿」から検討してみよう。當該文書は敦煌諸寺の僧尼の名を、僧寺は「僧」と「新沙彌」「舊沙彌」に、尼寺は「大戒尼」「式叉尼」「新沙彌尼」「舊沙彌尼」に區分して記載している名簿である。文書には欠落部分はあるが、幸いにも五つの尼寺に關しては完全な形で殘存しており、それぞれの人數構成を知りうる。以下、參考のため僧寺も含めて列擧する。

⁷唐法雲寺辯惠禪師銘「禪師九歳、祖母瑯琊郡君王氏薨、百日齋、度爲沙彌尼、薦以景福、承尊命也。……十八受半戒、廿受具戒。……僧臘卅十四、享年五十三。」録文は『唐代墓誌彙編 續集』（上海古籍出版社、2001年）天寶 103、拓本寫眞は『隋唐五代墓誌彙編』（天津古籍出版社、1991年）陝西 4-25 に著録。

⁸有唐東都安國寺故上座韋和上墓誌銘并序「年十四、辭家入道、依止本寺李上座爲受業和上。……半戒具戒、受必依年……。」

⁹女性の場合、夫を亡くした後、比較的年長で出家する場合も多くあるので、そのような場合は勿論該當しないが、若年で出家した者の墓誌において享年と僧臘を照らし合わせると、二十歳で具足戒を受けたと考えられる例が多い。但し、式叉尼の段階を経たかということまで窺い知ることができるような例は少ない。

¹⁰「敦煌の僧尼籍」『東方學報』京都、第 29 冊、1959 年。

	僧	舊沙彌	新沙彌	計
?	16	2	17	35
開元寺	37	7	4	48
乾元寺	20		7	27
龍興寺	42	2	6	50
大雲寺	27		4	31
報恩寺	36	10	1	47
淨土寺	19	2	1	22
三界寺	17		5	22

	大戒尼	式叉尼	沙彌尼	計
普光寺	104	59	27	190
大乘寺	115	36	22 (舊8・新14)	173
安國寺	100	23	16	139
靈修寺	99	29	14 (舊2・新12)	142
聖光寺	34	10	5	49

一見して理解されるのは式叉尼の人数が非常に多いことである。式叉尼である期間は律規定に據れば二年間で、その後は具足戒を受けて大戒尼（比丘尼）になるわけである。例えば、普光寺などは大戒尼が一百四人に對して式叉尼が五十九名もおり、沙彌尼が二十七名であるのと比較しても非常に多い。また何れの寺においても式叉尼の数が沙彌尼の数を大きく上回っている。敦煌において戒壇の設置の時期が限られているとしても多すぎる数値で、律規定における式叉尼に該當する年齢の者ばかりではなく、それを超えている者がかなり多く含まれていよう。

なお、新沙彌・舊沙彌、或いは新沙彌尼・舊沙彌尼という区分であるが、前回の造籍から今回の造籍の間に新たに沙彌や沙彌尼になった者を指しているのであろう。あるいは戒壇設置の挟間にあつて、具足戒を受ける機会にめぐまれず、沙彌・沙彌尼のまま二十歳を過ぎているものを指して、「舊」としている可能性も考えられよう¹¹。

もう一點S.2669について検討してみたい。當該文書は九世紀後半のものと考えられる沙州の諸寺の尼の戸籍であり、名・本貫・俗姓・俗名・年齢が一覽にされているので詳細な年齢構成が分かる。但し、この文書も欠落があり、完全な形で残っているのは大乘寺の尼二百九人に關してのみである。

¹¹藤枝氏は具足戒を受けることなく、寺で雑役などにあつた者を「舊沙彌」として解している。

それによれば、二十歳未満の者が二十四名、うち十九歳一名、十八歳十一名で、また二十歳の者が七名となっている。即ち、律規定から見て年齢的に式叉尼に当たる者の数は二十名に満たず、さきのS.2614vにおいて百七十三名中、式叉尼が三十六名であったのに比べると、低い割合であることがわかる。同様のことは沙彌尼に当たる年齢すなわち十七歳以下の者に関してもいえ、S.2669では十二名が該当するが、S.2614vにおいて沙彌尼は二十二名となっている。

さらに時代が下り、後晋・清泰三年（九三六）のP.2638でも、僧三百五十六人に對し沙彌百六十三人、大戒尼・式叉尼三百七十九人に對し沙彌尼七十一人である。沙彌・沙彌尼、特に沙彌の数の多さが際立っているが、大戒尼と式叉尼が一括して数えられており、男性の方の割合から想像すると、恐らく式叉尼の割合は比較的高いものとなるのであろう。

郝春文氏は敦煌における式叉尼は、律規定の式叉尼とは異なっており、比丘尼は式叉尼の段階を経ずに具足戒を受けると論じている¹²。すなわち、S.2575v「甄別求戒政學・沙彌尼等爲上中下三品稿」などに見られるように式叉尼と沙彌尼が同時に具戒を受けていること、さらに式叉尼が比丘尼と同等の經濟的待遇を受けていることから、沙彌尼のまま二十歳となり具足戒を受けると推測する。そのようなケースは恐らく間々存在したであろう。

敦煌において沙彌尼から式叉尼の段階を経ずに比丘尼になるケースが存在するのは、戒壇の設置される機会が極めて限られていることによるであろう。長安や洛陽の尼僧の墓誌を検討すると、限られた例とはいえ若年にして出家した者はほぼ全員が二十歳で受具しており、律規定に従った形での運用がなされていたことが分かる。定期的に戒壇が設置されていればこそであろう。地域的特性があるとはいえ、敦煌で女性の出家受具の過程が律規定と全く異なった運用がされている場合があるのは、戒壇設置の間隔が空いてしまうので、規定どおりの過程を踏むことが不可能であるからであると考えられる。

ところで、敦煌以外の地域においても二十歳を超えた式叉尼は見られるのであろうか。すなわち二十歳以上で出家した場合、式叉尼の二年を経て具足戒を受け比丘尼となるのかという点である。S.2669における尼僧の配列は出家し寺へ入った順であろうが、二百九名中、一五八位に位置する定惠は年十七とあり、これより後に十代の尼が混在するようになる。最年少は十一歳で明らかに沙彌尼であり、それより後位、一九九位に年四十九の戒果、二百四位に年四十九の堅固藏、二百八位に年四十九の眞性が付せられているが、彼女らは比較的高年齢で出家した式叉尼であろう。敦煌以外の地域でも中年以降での出家というのは往々にして見ら

¹²郝氏前掲書

れ、夫を亡くした女性の出家も目に付く。果たして、彼女らも式叉尼の段階を経たのか。傳記史料が少なく明白な形での表現もないため判別は困難であり、かつ律關係文獻も精査した上で判断が必要であろうが、管見の限りでは、式叉尼の段階を経たとは考え難く、出家剃髪し即比丘尼になっていたようである。この點については、さらに検討を要するであろう。

次に式叉尼自身が草した文書である P.3730-10「吐蕃寅年（八四六）九月沙州式叉尼眞濟等牒」をあげておこう。當該文書は大乗寺の式叉尼眞濟の名で、眞濟及び沙彌尼普眞の名が懶狀より漏れていることに關して善處を申請したものであり、これに對しては教授和尚である洪誓の判辭が付せられている。偶然に過ぎないかもしれないが、大戒尼ではなく、式叉尼と沙彌尼の名が漏れていた點に、後二者が低い扱いを受けていたことが反映されているのではなからうか。

同年の文書であり、やはり洪誓の判辭を付す P.3730-11「吐蕃寅年八月沙州沙彌尼法相牒」でも、法相が自身の名が懶狀から漏れているのを訴えている。「貧病下衆尼」と自らのことを表現していることにも、沙彌尼の扱いが表れていよう。

郝春文氏が指摘するように、敦煌では制度上は式叉尼は比丘尼と同等の經濟的支給を受けることになっていた。しかし、實際問題として支給物資が不足していた場合などは沙彌尼さらには式叉尼へとそのしわ寄せがいったのではないかと考えられる。

甚だ斷片的に事例を取り上げたに過ぎず、地域的な特性も考慮に入れなければならないが、女性が出家得度する段階を検討する上で参考に供しうる部分もある。戒壇の設置などの問題と併せて、今後の課題としたい。

結びにかえて

以上、家とのつながり、及び具足戒への段階の二點から、敦煌文書の中の尼僧に關して取り上げてみた。佛教教團が肥大化し人口に占める僧尼の割合が非常に高い唐代末期の敦煌地域社會の特殊性もあるので、必ずしも當該時代における中國の尼僧教團全般に當てはまるものではない。但し、それぞれの課題について、今後展開しうる方向性に對する見通しを示しておきたい。

まず、尼僧と家の關係であるが、男性の僧侶よりも強い關係が見られることは確かである。一方、開元寺の石刻の例でも分かるように、敦煌以外の地域でも、女性に比べれば少ないとはいえ男性の僧侶と出家前の家とのつながりが窺われる例も存在する。在家時代における階層なども考慮した上で、検討をしていく必要がある。

次に沙彌尼から式叉尼を経て比丘尼へと到達する具足戒への過程の問題である

が、敦煌における沙彌尼や式叉尼が他地域と様相を異にする面もあるため、全容の解明は難しい。ただ、特に式叉尼に関しては史料自體が少ないため、律文献の詳細な検討や、他の時代との比較などを通して、敦煌文献を活用して考察していくことは可能であるかもしれない。

いずれにせよ、女性の出家や尼僧教團の実態に関しては不明の部分が多く、利用しうる史料を最大限に検討していく必要がある。本稿では敦煌文献を手がかりに断片的に問題を取り上げたに過ぎず、推測を重ねた部分もあるが、今後より多角的に検討し問題の解明に努めたい。